

銚田・大洗広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は
処分に関する条例

制定 令和3年4月28日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、銚田・大洗広域事務組合議会（以下「議会」という。）の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分)

第2条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分については、銚田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年銚田市条例第60号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。